

## 第 13 号議案

# 令和 6 年度仙台市水道事業会計補正予算 (第 1 号)

(総 則)

第 1 条 令和 6 年度仙台市水道事業会計の補正予算 (第 1 号) は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 令和 6 年度仙台市水道事業会計予算 (以下「予算」という。) 第 2 条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。

(項 目)	(既決予定量)	(補正予定量) (△減)	( 計 )
(1) 使用給水栓数	495,000栓	1,000栓	496,000栓
(2) 年間総配水量	118,365,000m <sup>3</sup>	625,000m <sup>3</sup>	118,990,000m <sup>3</sup>
(3) 一日平均配水量	324,290m <sup>3</sup>	1,710m <sup>3</sup>	326,000m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業			
イ 配水管整備事業	11,279,182千円	△ 1,991,000千円	9,288,182千円
ロ 施設整備事業	4,961,411千円	423,000千円	5,384,411千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額) (△減)	( 計 )
	収 入		
第 1 款 水道事業収益	<b>30,087,387</b> 千円	<b>198,000</b> 千円	<b>30,285,387</b> 千円
第 1 項 営業収益	27,058,155千円	56,000千円	27,114,155千円
第 2 項 営業外収益	3,025,251千円	142,000千円	3,167,251千円
	支 出		
第 1 款 水道事業費用	<b>27,219,774</b> 千円	△ <b>730,000</b> 千円	<b>26,489,774</b> 千円
第 1 項 営業費用	26,077,951千円	△ 674,000千円	25,403,951千円
第 2 項 営業外費用	1,066,223千円	△ 56,000千円	1,010,223千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書を(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額13,592,116千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,291,582千円及び損益勘定留保資金等12,300,534千円で補てんするものとする。)に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額) (△減)	(計)
<b>収 入</b>			
第1款 水道事業資本的収入	7,840,395千円	101,500千円	7,941,895千円
第3項 出 資 金	2,146,842千円	193,500千円	2,340,342千円
第4項 国 庫 補 助 金	116,134千円	101,000千円	217,134千円
第5項 開 発 負 担 金	236,434千円	△ 123,000千円	113,434千円
第6項 負 担 金	198,951千円	△ 58,000千円	140,951千円
第7項 その他資本的収入	17,454千円	△ 12,000千円	5,454千円
<b>支 出</b>			
第1款 水道事業資本的支出	23,483,011千円	△ 1,949,000千円	21,534,011千円
第1項 建 設 改 良 費	16,912,014千円	△ 1,874,000千円	15,038,014千円
第2項 企 業 債 償 還 金	5,540,997千円	△ 75,000千円	5,465,997千円

(債務負担行為)

第5条 予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を、次のとおり補正する。

事 項	期 間	限 度 額		
		既決予定額	補正予定額	計
(5) 配水管修繕	令和7年度	千円 133,000	千円 47,000	千円 180,000

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 予算第9条に定めた経費の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額) (△減)	(計)
(1) 職 員 給 与 費	4,048,638千円	△ 240,000千円	3,808,638千円